

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日に当  
たる日は、その翌日)

## 目次

◇ 告 示 生活保護法による医療機関の指定

生活保護法による指定医療機関の廃止

保険薬剤師の登録

国民健康保険医等として登録があつたものとみなされるもの

昭和五十一年産米穀の政府に売り渡すべき時期の決定

米飯提供業者の業者登録

都市計画事業の事業計画の変更の認可

◇ 公 告 高圧ガス製造保安責任者試験の実施

## 告 示

### 鳥取県告示第五百七十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定に基づ

き、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和五十一年七月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
森田 医院	米子市上福原一、六一四番地	昭和五十一年七月六日

### 鳥取県告示第五百七十六号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があつたので、同規則同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年七月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
森田 医院	米子市皆生二五一番地二	昭和五十一年七月五日

### 鳥取県告示第五百七十七号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二

年政令第八十七号) 第九条の規定により告示する。

昭和五十一年七月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
木 島 儀 弘	鳥薬第三三三三号	昭和五十一年七月九日
大 野 芳 子	" 第三三四号	"
田 中 のりえ	" 第三三五号	"

鳥取県告示第五百七十八号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年七月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

登録の記号及び番号	氏 名	登録の年月日
鳥国薬第 三三三二号	熊 谷 好 子	昭和五十一年六月二十三日
鳥国医第二、〇七八号	大 野 雅 子	" 七月七日

鳥国薬第 三三三三号 木 島 儀 弘 "

" 第 三三四号 大 野 芳 子 "

" 第 三三五号 田 中 のりえ "

鳥取県告示第五百七十九号

食糧管理法施行規則(昭和二十二年農林省令第百三十三号)第三条第一項の規定に基づき、昭和五十一年産米穀の政府に売り渡すべき時期を昭和五十一年五月三十一日までと定めたので、同規則同条第三項の規定により告示する。

昭和五十一年七月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第五百八十号

食糧管理法施行規則(昭和二十二年農林省令第百三十三号)第三十五条の四第一項の規定に基づき、次のとおり米飯提供業者の業者登録をしたので、同規則同条第四項の規定により告示する。

昭和五十一年七月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

米飯提供業者

登録番号	登録年月日	氏名	名称又は屋号	住所	営業所の所在地
八振第一号 (新規)	五、五、一五	玉木久夫	智頭振興株式会社	八頭郡智頭町中原一	同上
倉振第六号 (〃)	五、四、一五	中谷治夫	いろりや	東伯郡東郷町大字松崎六八六の一	倉吉市上井町三丁目四〇四
米振第一五号 (〃)	五、四、三〇	奥田寿雄	中山ドライブイン	西伯郡中山町下甲七三四	同上
〃一六号 (〃)	五、五、一八	西尾みね	三河屋	東伯郡赤碕町大字出上三二八	西伯郡中山町曲松一〇〇五ノ一

鳥取県告示第五百八十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき、都市計画法事業の事業計画の変更を認可をしたので、同法同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年七月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 施行者の名称

米子市

二 都市計画事業の種類及び名称

米子境港都市計画下水道事業米子市公共下水道(青木処理区)

三 事業施行期間

昭和四十八年二月二十七日から昭和五十六年三月三十一日まで

四 事業地

昭和四十八年二月鳥取県告示第百六十号の事業地について、米子市青木字宮ノ前、字宮ノ峯、字乗越、字南宮塔、字中山、字羽森及び字小ガ

住所 営業所の所在地

夕並びに諏訪字下ノ野ノ下モ及び字後谷地内で変更し、榎原字落合河原及び字引掛、兼久字内海道、字貳ノ坪、字三ノ坪、字四ノ坪、字五ノ坪、字渡り上り、字熊ノ内及び字六ノ坪、日原字三反田、字八反坪、字正源寺、字山之越、字穴田及び字道狭、宗像字屋敷前田、字前田、字向田、字向田地主木及び字妙見前並びに長砂町を加え、青木字上ノ谷を削る。

公 告

高圧ガス取締法(昭和26年法律第204号)第31条第2項の規定により、昭和51年度下期高圧ガス製造保安責任者試験を次のとおり実施する。

昭和51年7月27日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一期日

昭和51年10月17日

2 場所  
鳥取市及び米子市  
試験の種類  
3 試験科目及び時間

試験の種類	試験科目	時間
丙種化学責任者免状に係る試験	液化石油ガスの製造に必要な通常の保安管理の技術(特別試験科目を申請した者にとっては、高圧ガスの製造に必要な基礎的な保安管理の技術)	10時45分から 12時15分まで
	液化石油ガスの製造に必要な通常の応用化学及び基礎的な機械工学(特別試験科目を申請した者にとっては、高圧ガスの製造に必要な基礎的な応用化学及び基礎的な機械工学)	13時から15時 まで
第二種冷凍機械責任者免状に係る試験	高圧ガス取締法に係る法令	9時30分から 10時30分まで
	冷凍のための高圧ガスの製造に必要な通常の保安管理の技術	10時45分から 12時15分まで
	冷凍のための高圧ガスの製造に必要な基礎的な応用化学及び機械工学	13時から15時 まで

第三種冷凍機械責任者免状に係る試験	高圧ガス取締法に係る法令 冷凍のための高圧ガスの製造に必要な基礎的な保安管理の技術	9時30分から 10時30分まで 10時45分から 12時15分まで
-------------------	--	---

〔備考〕 特別試験科目とは、高圧ガス製造保安責任者試験及び高圧ガス販売主任者試験規則(昭和41年通商産業省令第54号)第6条第2項に規定する「特別試験科目」をいう。

4 受験手続

次の書類を鳥取市東町一丁目220番地鳥取県総務部消防防災課に提出すること。

- (1) 受験願書
- (2) 履歴書  
受験願書及び履歴書は、鳥取県総務部消防防災課、鳥取県LPガス協会及び鳥取県冷凍設備保安協会に備え付けてある所定の用紙を使用すること。
- (3) 写真  
手札型とし、出願前6箇月以内に撮影した正面上半身像のもので、その裏面には、撮影年月日、氏名及び年齢を記載すること。
- (4) 高圧ガス保安協会講習修了証又はその写し(高圧ガス取締法第31条第3項の規定により試験の一部を免除される者に限る。)

5 手数料及びその納付方法

- (1) 手数料  
第二種冷凍機械責任者免状に係る試験 1600円

第三種冷凍機械責任者免状に係る試験及び丙種化学責任者免状に係る試験 1400円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

6 受験願書の受付期間

昭和51年8月16日から昭和51年8月25日まで

7 その他

- (1) 受験願書を受理したときは、受験票を交付する。
- (2) 試験の結果は、合格者に通知する。
- (3) 不明な点は、鳥取県総務部消防防災課に問い合わせること。